



犬の飼い主の方へ

西東京市からのお願い



『犬の鳴き声がうるさい』



『路上にフンを放置される』



『同じ場所に何度も排尿されて困る』



といった苦情が、市に寄せられています。マナーを守って犬をしつけて下さい。

東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条 飼い主の遵守事項（抜粋）
『公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと』

■犬を散歩させるとき 《散歩前に排泄を済ませて、町を清潔に保ちましょう》



- ・犬を放すことは、東京都の条例により、禁止されています。
- ・犬のとっさの動きに対応できるように、リードの長さを考慮して下さい。咬傷事故、交通事故の防止になります。
- ・必要なマナーとして、糞は必ず持ち帰り、尿はすぐに十分な量の水（1ℓ程度）で流しましょう。
- ・犬は同じ場所に排尿する習性がありますが、同じ場所に何度も排尿すると、水で流しても悪臭や不衛生の原因となり、東京都動物の愛護及び管理に関する条例第7条にも抵触する可能性があります。散歩コースを変える等、周辺住民への配慮をお願いします。
- ・周辺住民にとって、路上に残った尿と水や糞の跡は気分の良いものではありません。やむを得ず外で排泄をするとき、路上を汚したり、ニオイがついたりしないようにペットシートの上で排泄させるのもマナーの1つです。

■狂犬病の予防接種について



- 1 毎年1回、必ず注射を受けて下さい。動物病院から発行された注射済証明書を裏面記載の問い合わせ先窓口を持参して、注射済票の交付手続きをして下さい（西東京市獣医師会加盟の動物病院では、注射済票の交付手続きができます。）。
- 2 狂犬病予防接種は4月～6月中に受けて下さい（3月中の接種は犬を飼い始めた年度だけの特例です。）。
- 3 犬の健康上の問題で、狂犬病予防接種ができないときは、動物病院から予防接種の猶予証明を発行してもらい、市に提出して下さい。

■環境省にマイクロチップ情報を登録した犬について

転入・転出・転居・犬名変更・所有者変更・死亡等の変更のお手続きの窓口は、市ではなく環境大臣指定登録機関（公社）日本獣医師会（03-6384-5320）になります。

『環境省の犬と猫のマイクロチップ情報登録 環境省』のサイトからお手続きができます。

(<https://reg.mc.env.go.jp> サイトの二次元バーコードはこちら→ )

環境省にマイクロチップ情報を登録していない犬の変更手続きは下記を参照して下さい。

■市内で引っ越しした・飼い主が変わった

- ・飼い犬の登録事項変更届を提出して下さい。
- ・住民基本台帳と連動していませんので、飼い犬は別途、犬独自の手続きが必要です。

■犬が死亡したら

- ・死亡届の手続きをしてください。なお、電子申請（市のホームページをご覧ください）のほか、市（環境政策課）で電話による受付も行っています。
- ・葬儀、埋葬は市では行っておりません。

■手続きの窓口

- ・環境政策課（エコプラザ西東京）
- ・田無庁舎市民課
- ・保谷庁舎市民課総合窓口係
- ・柳橋出張所 ・ひばりヶ丘駅前出張所

西東京市獣医師会加盟の動物病院でも
手続きできます！



■市外へ転出

- ・転出先の自治体で、飼い犬の転入手続きをしてください。
- ・西東京市の犬の鑑札を持参すれば、転出先の自治体の犬の鑑札と無料で交換できます。

■犬が人を咬んでしまった

24時間以内に東京都動物愛護相談センター多摩支所（電話042-581-7435）に連絡して、指示を受けて下さい。更に、48時間以内に狂犬病の有無について、獣医師の検診を受けて下さい。

■飼い犬が迷子になったら

東京都動物愛護相談センター多摩支所のほか、警察、市（環境政策課）にも連絡して下さい。

問い合わせ先・窓口

みどり環境部環境政策課 042-438-4042（直通）

